

東吾妻町 指定管理者の更新に関する基本方針

平成26年10月策定
群馬県東吾妻町

東吾妻町（以下「町」という。）では、直営により管理運営していた公の施設を平成21年度から集中的に指定管理者制度に移行してきました。

これは、町の行政改革の一環であり、民間委託等を推進し事務事業を見直すとともに、行財政運営の効率化や施設利用者サービスの向上が図れる取り組みと期待するものです。

本方針は、その管理運営を指定管理者に委ねた施設の指定期間が満了するにあたり、次期の指定について、指定管理者の候補者の選定の特例を適用するか否かを判断する場合（以下「非公募」という。）の町の手続きを定めるものです。

1 指定管理者の更新の条件

町は、次に掲げる条件全てが満たされていると判断した場合は、次期の指定管理者の候補者の選定を非公募とし、当該指定管理者を引き続き特例的に候補者として選定することができる。（以下「更新」という。）

ただし、当該公の施設の形態等によっては、更新は1期を限度とすることがある。

(1) 当該公の施設に対する町の政策（施設の位置づけ）に変更がないこと。

なお、次のような場合は、更新を行わないことがある。

- 当該施設に係る町関係条例が改正等され、施設の位置づけが変更となった場合
- 町議会において、施設の位置づけ、運営方針等の変更について請願が採択されるなどした場合
- 直接関連する法令（町関係条例を除く。）の改正等があり、町が施設の位置づけを見直した場合
- 当該施設に直接関連する国、県等の補助制度等が廃止、変更等あり、町が施設の位置づけを見直した場合
- 利用者数、利用率等の推移が低調、その他設置目的を十分に果たしていない状況が確認され、管理運営手法に抜本的な改善を図る必要があると町が判断した場合
- 町総合計画等が新たに計画、変更又は改正等され、施設の位置づけ、運営方針等を町が見直した場合
- 近隣に類似の施設が建設、設置されるなど当該施設を取り巻く環境に大きな変化があった場合

(2) 建替えや大規模修繕など、町の当該施設管理方針に大きな変更がないこと。

なお、次のような場合は、更新を行わないことがある。

- 災害等により当該施設が損傷等し、建替えや大規模修繕などの必要が発生した場合
- 耐震診断等の結果、建替えや大規模修繕などの必要が発生した場合

(3) 当該指定管理者の管理運営状況が良好であること。(モニタリング)

なお、次のような場合は、更新を行わないことがある。

- 町が実施するモニタリングにより、業務の全部又は一部の未実施、不適切な手法等（軽微な事項を除く。）が確認された場合
- 町が定めた成果指標等が、達成されていない場合（町の目標設定に無理があった場合、災害その他特別な事情があると認められる場合を除く。）
- 利用者満足度が低調、利用者（利用者団体を含む。）や施設近隣住民等から苦情等が多数寄せられている場合

(4) 次期の協定条件について、町と指定管理者の双方が合意できること。

次期の指定期間中締結する協定は、その業務の実施条件など前期と内容を変更しないことを原則とし、双方で合意に向けた協議をする。

(5) 指定管理者選定委員会による審査の結果が良好であること。

町長の諮問に応じ、次のような審査を行い、意見（答申）を述べる。

- 上記に掲げた条件を満たしているか否かの調査、検討及び意見
- 当該指定管理者（次期候補予定者）から提出された書類の審査
- その他必要により、町関係条例等の運用に関する意見

なお、審査（答申）結果が良好でない場合は、更新を行わないと判断する。

2 更新とする場合の標準的スケジュール [指定期間開始が4月1日の場合]

(1) 前年度のうち 6月～

- 条件を満たしているかを町が調査、検討
- 必要な場合は、指定管理者選定委員会を開催（調査）
- 当該施設の指定管理者による管理運営状況を公表（広報等）

(2) 前年度のうち 9月～

- 次期の協定条件及び申請書類等について、町と指定管理者で協議
- 指定管理者選定委員会へ諮問（審査）

(3) 前年度のうち 12月日途

- 更新の決定（候補者）、仮協定書の締結
- 町議会での指定の議決（債務負担行為の設定）、可決後に指定管理者の再指定

3 更新に至らない場合の措置

町は、更新を行わないと判断した場合または、町議会により当該指定議案が否決された場合は、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するものとする。

指定管理者が更新を受けられないこととなっても、理由の如何にかかわらず、町は指定管理者に対して生じた損害の賠償の責めを負わない。